

## 労災保険関係文書料一覧

No.	診断書等の種類	様式名	文書料 (現行)	文書料 (見直し案)
(診断書関係)				
1	障害（補償）等給付請求書に添付して提出する「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（障害（補償）等給付請求用）	4,000	7,000
2	障害（補償）等給付変更請求書に添付して提出する「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（障害（補償）等給付請求用）	4,000	7,000
3	障害の状態にある遺族が遺族（補償）等年金転給等請求書に添付して提出する「障害の状態に関する診断書」	「労働者災害補償保険障害の状態に関する診断書」（年金通知用式第7号）	4,000	6,000
4	療養開始後1年6ヶ月を経過した日以後傷病（補償）等年金の支給決定に必要と認めた場合に「傷病の状態に関する届」に添付して提出する「診断書」			
5	療養開始後1年6ヶ月を経過した日において治っていない場合に、同日以後1ヶ月以内に提出する「傷病の状態に関する届」に添付して提出する「診断書」			
6	負傷又は疾病が毎年1月1日において療養開始後1年6ヶ月を経過しているときに同月中のいずれかの日の分を含む休業（補償）等給付請求書に添付して提出する「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（じん肺、せき竈損傷、じん肺・せき竈損傷以外の3種類）（年金通知様式第2号の1、第3号、第4号）	4,000	6,000
7	傷病（補償）等年金の受給者が障害の程度に変更があった場合に提出する「診断書」			
8	介護（補償）等給付の支給を受けようとする者が介護（補償）等給付支給請求書に添付して提出した「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（介護（補償）等給付請求用）	4,000	6,000
9	監督署長が、療養（補償）等給付を受けている者について療養の継続の要否、入院療養の要否、治ゆ等を判断するために必要と認め、診療担当医師に診断書の提出を求めた場合における当該「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（じん肺、せき竈損傷、じん肺・せき竈損傷以外の3種類）	5,000	6,000
10	はり・きゅう及びマッサージの施術に係る「診断書」等	「労働者災害補償保険はり・きゅう診断書、施術効果の評価表」（診鍼様式第1号、第1号別添）	(はり・きゅう単独) 3,000 (一般診療とはり・きゅう併用) 4,000 (マッサージ) 3,000	(はり・きゅう単独) 4,000 (一般診療とはり・きゅう併用) 5,000 (マッサージ) 4,000
11	マッサージ受診のため初診時、6ヶ月経過後その後3ヶ月ごとに傷病労働者に交付する「診断書」	「労働者災害補償保険マッサージ診断書」（診鍼様式第2号）	3,000	4,000

No.	診断書等の種類	様式名	文書料 (現行)	文書料 (見直し案)
(意見書関係)				
1	監督署長が労働者災害補償保険法第47条の2の規定による受診命令に基づいて主治医等に作成依頼する「意見書」	「意見書」	(一般的な医学事項) 7,000  (特に高度な医学事項) 20,000	(一般的な医学事項) 8,000  (特に高度な医学事項) 22,000
2	業務上外及び障害等級の認定に関し、厚生労働省労働基準局長又は都道府県労働局長が専門医に作成依頼する「意見書」	「意見書」	(保険給付決定) 20,000～50,000  (訴訟) 20,000～300,000  (訴訟・証人) 20,000～200,000  (調査研究等・個人) 20,000～50,000  (調査研究等・団体) 50,000～200,000  (その他) 3,000～10,000  (審査請求・鑑定(一般)) 20,000 (審査請求・鑑定(特に高度)) 50,000	(保険給付決定) 22,000～55,000  (訴訟) 22,000～330,000  (訴訟・証人) 22,000～220,000  (調査研究等・個人) 22,000～55,000  (調査研究等・団体) 55,000～220,000  (その他) 3,300～11,000  (審査請求・鑑定(一般)) 22,000 (審査請求・鑑定(特に高度)) 55,000
3	神経系統の機能又は精神の障害の障害等級認定に際し、主治医に依頼する「意見書」	「脳損傷又はせき臓損傷による障害の状態に関する意見書」	20,000	22,000
4	神経系統の機能又は精神の障害の障害等級認定に際し、主治医に依頼する「意見書」	「非器質性精神障害の後遺障害の状態に関する意見書」	20,000	22,000
5	脳・心臓疾患事案の業務上外の判断に係る主治医等に依頼する「意見書」	「意見書」(脳・心臓疾患用)	7,000	8,000
6	精神障害の業務上外の判断に係る主治医等に依頼する「意見書」	「意見書」(精神障害用、様式5-2)	7,000	8,000
7	石綿関連疾患事案の業務上外の判断に係る主治医等に依頼する「診断(意見)書」 石綿健康被害救済法による特別遺族給付の請求事案に 関し、主治医等に依頼する「回答書」	「診断(意見)書」(肺がん、中皮腫、良性 石綿胸水、びまん性胸膜肥厚用の4種類) 「回答書」(肺がん、良性石綿胸水用の2種 類)	7,000	8,000
8	振動障害に関し、受給者の症状経過を的確に把握する ため、診療担当医から必要に応じ依頼する「意見書」	「振動障害に関する意見書」	7,000	8,000
(証明関係)				
1	休業(補償)等給付支給請求書の休業に関する診療担当者の証明	請求書様式第8号、第16号の6	2,000	2,200
2	看護の給付の看護費用の額の証明書における診療担当者の証明	昭和63年5月12日付け基発第315号別 紙様式1	1,000	1,100